

事業報告書				
医療法人整理番号		一般0021		
報告期間	自	令和6年4月1日		
	至	令和7年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	分類①	社会医療法人長崎記念病院	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
	分類②	社団（出資持分なし）		
	分類③	基金制度不採用		
	(2) 事務所の所在地	都道府県	長崎県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	長崎市	
		町名・番地	深堀町1丁目1番地54	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日	昭和30年1月18日		
	(4) 設立登記年月日	昭和30年1月24日		
	(5) 理事長の氏名	姓	吉武	
		名	孝敏	
役員及び評議員の人数	11		理事長を含む人数を記載すること。	
役員及び評議員	記載はこちら			
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら			
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら			
(2) 附帯業務	記載はこちら			
(3) 収益業務	記載はこちら			
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら			
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら			
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら			
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	吉武	孝敏	開設者
理事	小出	優史	管理者
理事	松尾	光敏	副院長
理事	福井	洋一郎	経営企画部部長・事務部部長
理事	山下	潤一郎	医療技術部門部長・リハビリテーション部部長
理事	鳥巢	維文	鳥巢会計事務所 所長
理事	小川	幸雄	社会福祉法人 南陽会 理事長
理事	山崎	秀章	元 株式会社 橋本 代表取締役社長
理事	安達	健太郎	安達株式会社 代表取締役社長
監事	中川	安英	株式会社文明同総本店 代表取締役社長
監事	松本	隆行	株式会社長崎国際テレビ 常勤監査役

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式1：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	長崎記念病院		4210118214	長崎市深堀町1丁目11番地54	117	98	98	0	0	0	0

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ステーション		長崎市深堀町1丁目145番地22	
指定居宅介護支援事業所		長崎市深堀町1丁目145番地22	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和6年6月27日	令和5年度事業報告 令和5年度決算の決定 人事の件
令和7年3月13日	令和7年度事業計画及び収支予算の決定 令和7年度 借入金額最高限度額の決定 病床削減

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

- 注)
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他

日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 社会医療法人長崎記念病院
所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

※医療法人整理番号 一般0021

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	587,422	I 流動負債	1,304,688
現金及び預金	55,342	支払手形	0
事業未収金	497,644	買掛金	98,705
有価証券	0	短期借入金	936,600
たな卸資産	21,835	未払金	22,853
前渡金	0	未払費用	85,310
前払費用	12,027	未払法人税等	3,197
貸倒引当金	-2,804	未払消費税等	3,018
未収収益	797	前受金	0
その他の流動資産	2,579	預り金	32,345
		前受収益	313
		賞与引当金	69,785
		短期リース債務	39,646
		その他の流動負債	12,912
II 固定資産	832,624	II 固定負債	780,704
1 有形固定資産	773,740	医療機関債	0
建物	445,691	長期借入金	364,557
構築物	8,230	繰延税金負債	0
医療用器械備品	24,832	その他引当金	0
その他の器械備品	18,168	退職給付引当金	379,441
車両及び船舶	0	長期リース債務	22,526
土地	240,394	長期未払金	13,429
建設仮勘定	0	その他の固定負債	750
有形リース資産	36,424		
		負債合計	2,085,393
		純資産の部	
2 無形固定資産	25,350	科目	金額
借地権		I 基金	0
ソフトウェア	4,706	II 積立金	-679,133
無形リース資産	18,899	設立等積立金	1,000
その他の無形固定資産	1,745	その他積立金	75,868
3 その他の資産	33,533	繰越利益積立金	-756,001
有価証券	22,920		
長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	13,786
保有医療機関債	0	その他有価証券評価差額金	13,786
その他長期貸付金		繰延ヘッジ損益	0
役員等長期貸付金	8,038		
長期前払費用	324	純資産合計	-665,346
繰延税金資産	0	負債・純資産合計	1,420,046
その他の固定資産	5,355		
貸倒引当金	-3,107		
資産合計	1,420,046		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人長崎記念病院
 所在地 長崎県長崎市深堀町1丁目1番地54

医療法人整理番号	一般0021
----------	--------

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		3,021,837
	2 事業費用		
	(1) 事業費	3,207,079	
	(2) 本部費	0	3,207,079
	本来業務事業損失		185,242
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		73,272
	2 事業費用		59,608
	附帯業務事業利益		13,664
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		0
	2 事業費用		0
	収益業務事業利益		0
	事業損失		171,578
II	事業外収益		
	受取利息	5	
	その他の事業外収益	29,512	29,517
III	事業外費用		
	支払利息	18,903	
	その他の事業外費用	195	19,098
	経常損失		161,159
IV	特別利益		
	固定資産売却益	0	
	その他の特別利益	2,085	2,085
V	特別損失		
	固定資産売却損	0	
	その他の特別損失	13,227	13,227
	税引前当期純損失		172,301
	法人税・住民税及び事業税	3,197	
	法人税等調整額	0	3,197
	当期純損失		175,498

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

財 産 目 録

令和 7年 3月31日現在

1. 資 産 額	1,420,046 千円
2. 負 債 額	2,085,393 千円
3. 純 資 産 額	△ 665,346 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	587,422
B 固 定 資 産	832,624
C 資 産 合 計 (A+B)	1,420,046
D 負 債 合 計	2,085,393
E 純 資 産 (C-D)	△ 665,346

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

様式5

法人名 社会医療法人 長崎記念病院 _____

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54 _____

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

該当者はありません

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

該当者はありません

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	----	----	---------------	-------	--------------	----	--------------

様式5

--	--	--	--	--	--	--	--

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 長崎記念病院
理事長 吉武 孝敏 殿

私（注1）は、社会医療法人 長崎記念病院の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月25日
社会医療法人 長崎記念病院
監事 中川 安英
監事 松本 隆行

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

当法人は医療経営諸環境の悪化により、平成29年度から債務超過となっている。

令和6年度は事業損失171,578千円、経常損失161,158千円、当期純損失175,497千円となり、債務超過を665,346千円と悪化させた。借入金の割合も高く、依然として継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在している。

このような結果を以下に分析する。

令和6年度は一般病棟2病棟117床、回復期リハビリテーション病棟1病棟48床、医療療養病棟1病棟48床でスタートする初年度であったため、介護療養型医療施設の収入を入院の稼働数を上げて吸収すべく事業計画を立て、前年度比較入院収入で46,622千円、健診収入で4,536千円、保険等査定減で12,609千円の増収、改善は実施できたものの、外来収入で26,902千円、介護収入で76,285千円の減収となった。また人件費、医療材料費、経費でも大きく削減ができたものの補助金が141,551千円減収となり、当期純損失において32,979千円の改善にとどまった。

この状況を改善すべく、当社・コンサル・十八親和銀行と協議を行い、令和7年度には稼働数を上げるだけでなく、病床数を実動数の199床にするとともに、合わせて平均単価を上げる計画をたて、令和7年度に実施する。

また、前長崎大学病院看護部長をN-MEC室長として迎えることにより、医療・業務の質の向上のみならず、N-MEC派遣看護師の確保に努める。

しかしながら外部要因による人件費高騰、物価高騰等に対して医療政策は不透明で混迷しており、かつ、資金繰りも厳しくなり運転資金として運用している短期借入金の返済もかなわず、依然として継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められると言わざるを得ない。なお、計算書類は継続事業を前提として作成しており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していない。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産・・・最終仕入原価による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)・・・定率法。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定によっている。

無形固定資産(リース資産を除く)・・・定額法

リース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

4. 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金・・・債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ・賞与引当金・・・従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当会計年度に負担すべき額を計上している。
- ・退職給付引当金・・・従業員に対して支給する退職金に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とみなす簡便法により退職給付引当金を計上している。なお、平成29年度より繰入不足額を15年間均等に繰り入れることとしている。当会計年度末における繰入不足額は92,594千円である。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等については税抜方法によっている。なお、控除対象外消費税は全額当期の費用として処理している。

6. その他貸借対照表等を作成するための基本となる重要な事項

- ・有形固定資産の減価償却累計額・・・3,250,637千円
- ・補助金等の会計処理方法・・・運営費補助金は事業収益に計上している。固定資産の取得補助金等は特別利益に計上し、積立金経理方式による圧縮記帳を行っている。
- ・補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額

補助金等の内訳	交付者	PL:損益計算書影響額(千円) BS:貸借対照表影響額(千円)
病院内保育所運営費補助金	長崎県	PL:運営費補助金収益 2,124
病院群輪番制運営費補助金	長崎市	PL:運営費補助金収益 9,739 BS:事業未収入金 9,739
地域救急医療体制支援補助金	長崎市	PL:運営費補助金収益 38,380 BS:事業未収入金 38,380
食事療養提供体制確保事業支援金	長崎県	PL:運営費補助金収益 681
看護補助者処遇改善支援補助金	長崎県	PL:運営費補助金収益 967
保育士等処遇改善推進事業費補助金	長崎市	PL:運営費補助金収益 60 BS:事業未収入金 60
看護師等確保支援費補助金	長崎市	PL:運営費補助金収益 302 BS:事業未収入金 302
臨床研修費等補助金(長崎大学病院管理型分)	厚生労働省	PL:運営費補助金収益 502 BS:事業未収入金 502
医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金	長崎県	PL:運営費補助金収益 3,834

介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援金	長崎県	PL:運営費補助金収益 BS:事業未収入金	340 340
介護職員処遇改善支援補助金	長崎県	PL:運営費補助金収益	190
長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金	長崎県	PL:施設設備補助金収益 BS:事業未収入金	1,265 1,265
オンライン資格確認等端末購入補助金	社会保険診療報酬支払基金	PL:施設設備補助金収益 BS:設備圧縮積立金	429 260
民間保育所等支援内容記録カメラ等設置費補助金	長崎市	PL:施設設備補助金収益	75

- ・基本財産に関する事項・・・当法人の定款第7条において、設立当時の財産中の不動産及び金1,000千円を基本財産とする旨の定めがあるが、医療法人設立時の財産は出資金(1,000千円)のみである。当該基本財産相当額は預金として保持している。当年度中の増減はなく、期末残高は1,000千円である。

- ・賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

リース資産の種類	リース料の総額 (消費税抜き)	未経過リース料の 総額(消費税抜き)
医療用器械備品	1,488千円	1,215千円
その他の器械備品	3,160千円	2,085千円
車両	26,173千円	9,178千円

7. 重要な会計方針を変更した旨等

なし

8. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

当法人は医療法上の収益業務を実施していない。

9. 担保に供されている資産及び対応する債務に関する事項

(1) 担保に供している資産

建物および構築物	453,813千円
<u>土地</u>	<u>239,012千円</u>
計	692,826千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	936,600千円
<u>長期借入金</u>	<u>77,469千円</u>
計	1,014,069千円

10. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

- (1) 法人である関係事業者
該当事項なし
- (2) 個人である関係事業者
該当事項なし

11. 重要な偶発債務に関する事項

該当事項なし

12. 重要な後発事象に関する事項

該当事項なし

13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

該当事項なし

様式第四号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

純資産変動計算書

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

(単位：千円)

	基金	積立金				評価・換算 差額等	純資産合計
		設立等積立金	設備圧縮積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	
令和 6年 4月 1日現在	0	1,000	88,591	△ 593,226	△ 503,635	16,606	△ 487,029
施設設備補助金受け入れ相当額の積立			359	△ 359	0		0
減価償却対応額の設備圧縮積立金取崩			△ 13,082	13,082	0		0
当期純利益（損失）				△ 175,497	△ 175,497		△ 175,497
基金・積立金以外の項目の期中変動純額						△ 2,820	△ 2,820
当事業年度中の変動額合計	0	0	△ 12,722	△ 162,775	△ 175,497	△ 2,820	△ 178,317
令和 7年 3月31日現在	0	1,000	75,868	△ 756,001	△ 679,133	13,786	△ 665,346

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	2,543,387	1,876	0	2,545,263	2,099,572	36,268	445,691
	構築物	91,906	0	0	91,906	83,675	1,378	8,230
	医療用器械備品	665,421	4,580	1,992	668,009	643,176	15,996	24,832
	その他の器械備品	277,982	2,521	514	279,990	261,821	9,926	18,168
	車両	5,962	0	0	5,962	5,962	0	0
	有形リース資産	192,851	0	0	192,851	156,427	30,020	36,424
	土地	240,394	0	0	240,394	—	—	240,394
	計	4,017,906	8,978	2,506	4,024,377	3,250,637	93,590	773,740
無形固定資産	ソフトウェア	8,059	434	0	8,494	3,787	1,633	4,706
	電話加入権	1,495	0	0	1,495	—	—	1,495
	水道施設利用権	627	0	0	627	378	42	248
	無形リース資産	76,095	0	0	76,095	57,196	14,263	18,899
	計	86,277	434	0	86,712	61,362	15,939	25,350
その他の資産	有価証券	9,133	0	0	9,133	△ 13,786	—	22,920
	保証金・敷金	4,612	0	0	4,612	—	—	4,612
	役員等長期貸付金	8,688	1,470	2,120	8,038	—	—	8,038
	長期前払費用	1,513	16	115	1,414	1,089	238	324
	その他の投資資産	744	0	0	744	—	—	744
	計	24,692	1,486	2,235	23,944	△ 12,696	238	36,640

※有価証券の「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄は、時価評価による評価損益によるものです。

注① 建物（建物附属設備等）の増加の主要な内容は、以下の通りである。

エコキュート整備1号機部品交換_1,670千円

注② 医療用器械備品の増加の主要な内容は、以下の通りである。

手術室Bovie電気システム_1,100千円 放射線部Console Advanccce (MOBILE仕様) FPD交換装置_950千円
4西医療用メータ用アンテナ_900千円 検査室血液ガス分析装置_850千円 手術室膀胱腎盂鏡用スコープ_481千円
ロコモキャン(訓練機能付下肢筋力測定器)_299千円

注③ その他の器械備品の増加の主要な内容は、以下の通りである。

経理会計システムサーバ入替_1,000千円 天井埋込形4方向吹出し/1階リハ・4東NS_918千円
訪問看護 EPSONのオンライン資格確認端末Endeavor JS200_326千円
アコースティックカーテン2台/4西談話室_277千円

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深掘町1丁目11番地54

引当金明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,966	3,945	0	0	5,911
賞与引当金	85,898	69,785	85,898	0	69,785
退職給付引当金	376,011	77,165	73,736	0	379,441

注：退職給付引当金の当期増加額のうち、13,227千円は過年度引当不足額を毎期同額組み入れているものである。

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	936,600	936,600	2.132%	—
1年以内に返済予定の長期借入金	13,988	12,912	2.100%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	377,469	364,557	0.536%	—
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	1,328,057	1,314,069	—	—

注1) 長期借入金の貸借対照表日後5年内の1年ごとの返済予定額

1年目	0千円
2年目	30,420千円
3年目	42,648千円
4年目	42,648千円
5年目	42,648千円

注2) 独立行政法人福祉医療機構からの長期借入金1億円については令和8年9月まで無利息となっている

様式第八号

※医療法人整理番号

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

有価証券明細表

【債券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
<その他の資産に計上した、有価証券>		
株式：(株)ふくおかファイナンシャルグループ	5,600株	22,013
株式：第一生命ホールディングス(株)	800株	906
計		22,920

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

事業費用明細表

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目	本来業務事業費用	附帯業務事業費用	合計
医薬品費	158,561	0	158,561
診療材料費	61,187	0	61,187
医療消耗器具備品費	168,648	14	168,662
給食材料費	47,566	0	47,566
材料費計	435,963	14	435,978
給料	1,695,342	34,098	1,729,440
賞与	139,466	3,534	143,001
賞与引当金繰入額	68,071	1,714	69,785
退職給付費用	62,434	1,502	63,937
法定福利費	252,745	6,054	258,800
給与費計	2,218,061	46,904	2,264,965
外注委託費	21,041	0	21,041
寝具委託料	11,702	0	11,702
支払報酬	8,094	0	8,094
委託費計	40,838	0	40,838
減価償却費	105,980	3,787	109,767
リース料	11,452	1,915	13,367
地代家賃	17,756	1,506	19,263
営繕費	4,095	18	4,113
修理費	10,173	0	10,173
保守管理費	55,990	404	56,394
固定資産税等	2,379	366	2,745
機器設備保険料	980	71	1,051
図書費	2,685	6	2,691
研究旅費	1,731	0	1,731
福利厚生費	8,109	9	8,119
従業員給食費	9,085	80	9,165
職員被服費	13,372	37	13,410
保健衛生費	26,846	160	27,007
交通費	12,072	563	12,635
通信費	5,885	478	6,363
広告料	2,999	0	2,999
消耗備品費	8,814	0	8,814
消耗品費	13,508	223	13,731
事務用品費	9,008	263	9,272
印刷費	1,879	12	1,891
水道光熱費	71,097	1,632	72,729
燃料費	1,499	0	1,499
保険料	4,787	0	4,787
諸会費	1,488	29	1,517
寄付金	13,870	0	13,870
租税公課	842	0	842
医療貸倒損失	3,945	0	3,945
雑費	8,058	6	8,065
控除対象外消費税	75,878	688	76,566
経費計	506,275	12,261	518,537
有料駐車場管理費	1,317	0	1,317
医療付随売上原価	283	0	283
売上原価計	1,601	0	1,601
車両関係費	998	428	1,426
交際接待費	257	0	257
会議費	303	0	303
教育研修費	2,778	0	2,778
その他の事業費用計	4,338	428	4,767
計	3,207,079	59,608	3,266,687

独立監査人の監査報告書

令和7年6月16日

社会医療法人 長崎記念病院
理事会 御中

波多公認会計士・税理士事務所
長崎県長崎市

公認会計士 波多 順子.

意見不表明

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人長崎記念病院の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

継続事業の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は平成29年度から債務超過の状態にある。また、当期も損失となり、依然として借入金の割合も高いことから、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該事象又は状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、現時点において事業の遂行に必要な資金調達の見込みが立っておらず、具体的な資金計画が提示されなかった。したがって、私は理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、私は計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

別添 2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合)

令和7年 8月 1日

大石賢吾 長崎県知事殿

主たる事務所の所在地
長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54
社会医療法人 長崎記念病院
理事長 吉武 孝敏

決 算 届

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
長崎記念病院	長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54	救急医療
長崎記念病院	長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54	小児救急医療

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療(以下参照)のいずれに係るものであるかの別(当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て)を記載すること。

- 救急医療(精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。)
- 災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療
- 小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧		申請時	毎決算後	備考			
<input type="checkbox"/>	社会医療法人認定申請書	○	—				
<input checked="" type="checkbox"/>	決算届	—	○				
<input checked="" type="checkbox"/>	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○				
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）							
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※			
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当するものを添付	左記の添付書類のうち該当するものを添付	※			
<input type="checkbox"/>	添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-4（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-5（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類						
<input type="checkbox"/>	添付書類5（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）						
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類6（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類						
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）							
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）				○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直前に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
<input checked="" type="checkbox"/>	書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
<input checked="" type="checkbox"/>	書類付表2（経理等に関する明細表）	○	○	
<input checked="" type="checkbox"/>	書類付表3（保有する資産の明細表）	○	○	※
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類8（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後3月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載((3)を除く。)がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧	
<input type="checkbox"/>	定款（寄附行為）変更認可申請書
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議事録
（医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合）	
<input type="checkbox"/>	収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
<input type="checkbox"/>	新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
<input type="checkbox"/>	土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

- 注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
(基本書類)
<input type="checkbox"/> 事業報告書
<input type="checkbox"/> 財産目録
<input type="checkbox"/> 貸借対照表
<input type="checkbox"/> 損益計算書
<input type="checkbox"/> 関係事業者との取引の状況に関する報告書
<input type="checkbox"/> 監事の監査報告書
<input type="checkbox"/> 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合(当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。))
上記に掲げる基本書類
<input type="checkbox"/> 純資産変動計算書
<input type="checkbox"/> キャッシュ・フロー計算書
<input type="checkbox"/> 附属明細表
<input type="checkbox"/> 公認会計士又は監査法人の監査報告書
(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)
上記に掲げる基本書類
<input type="checkbox"/> 純資産変動計算書
<input type="checkbox"/> 附属明細表
<input type="checkbox"/> 公認会計士又は監査法人の監査報告書

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

3 構造設備

(1) 総括表 (該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施設	設備等
<input checked="" type="checkbox"/> 救急医療 <input type="checkbox"/> 精神科救急医療 <input type="checkbox"/> 災害医療 <input type="checkbox"/> 新興感染症発生・まん延時における医療 <input type="checkbox"/> へき地医療 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> へき地診療所 <input type="checkbox"/> 周産期医療 <input checked="" type="checkbox"/> 小児救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室 <input type="checkbox"/> 集中治療室(一部は陰圧化が可能なもの) <input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室 <input checked="" type="checkbox"/> 診察室 <input checked="" type="checkbox"/> 手術室 <input checked="" type="checkbox"/> 処置室 <input checked="" type="checkbox"/> 発熱患者等専用として使用可能な診察室(プレハブ・簡易テント等を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input checked="" type="checkbox"/> エックス線診療室 <input checked="" type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input checked="" type="checkbox"/> 面会室 <input checked="" type="checkbox"/> 診察室(発熱) <input type="checkbox"/> 専用病床(床) <input checked="" type="checkbox"/> 優先的に使用される病床 <input checked="" type="checkbox"/> 陰圧病室(確保病床 2床) ※医療措置協定による確保病床(4床)の半数以上が陰圧病室内にあること。 <input checked="" type="checkbox"/> 個室病室 <input checked="" type="checkbox"/> 備蓄倉庫 <input type="checkbox"/> ヘリポート(<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 <input checked="" type="checkbox"/> 感染を判断するための検査機器 <input type="checkbox"/> 分娩監視装置 <input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置 <input checked="" type="checkbox"/> 超音波診断装置 <input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置 <input checked="" type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> 携帯用医療機器 <input checked="" type="checkbox"/> 個人防護具 <input checked="" type="checkbox"/> 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 <input checked="" type="checkbox"/> 食料 <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 自家発電装置 <input type="checkbox"/> トリアージタグ <input type="checkbox"/> 救急用自動車 <input checked="" type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム <input checked="" type="checkbox"/> 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備(陰圧装置・パーテーション)

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画(様式任意)がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

<p>「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画 (○年○月完成予定) ・設備整備計画 (○年○月整備予定)

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	12		2	1				52		1			1	1			
実人員	26	0	6	7	0	12	0	116	0	6	31	10	3	57	11	128	413
内特殊関係者	3										1			1			

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	1	24	2		3	
	オンコール			3		2	
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内		3			1	
	オンコール			1			
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		6				
	オンコール			1		1	
診療放射線技師	病院内		6			1	
	オンコール			1			
臨床検査技師	病院内		12			1	
	オンコール			1			
看護師	病院内		17	2		2	
	オンコール						
合計	病院内	1	65	4		7	
	オンコール			6		3	
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	1	65	4		7	
	オンコール			6		3	
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内		44	2		5	
	オンコール			4		1	

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

<ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無 	
<ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数 	人

(2) 災害医療の場合のみ

<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無 	
--	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

<p>次の措置を全て含む協定締結の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 医療人材派遣に係る措置 	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無 	
<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無 	
<ul style="list-style-type: none"> 災害支援ナースに係る協定締結の有無 	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の口にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の口にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を經由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を經由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年

始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

(2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の(1)の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

(3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1-1 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 理事長 吉武 孝敏

住所 長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人 長崎記念病院
病院の所在地	長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54
管轄保健所名	長崎市保健所

[時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	37,126 件	5,525 件	A 42,651 件
内 時間外加算の算定件数	1,826 件	138 件	① 1,964 件
内 休日加算の算定件数	2,471 件	531 件	② 3,002 件
内 深夜加算の算定件数	655 件	31 件	③ 686 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件
時間外等加算割合 {(①+②+③+④) / A}			13.25%

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	13,568 件	2,183 件	15,751 件
内 時間外加算の算定件数	581 件	61 件	642 件
内 休日加算の算定件数	837 件	201 件	1038 件
内 深夜加算の算定件数	201 件	13 件	214 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	12,236 件	1,759 件	13,995 件
内 時間外加算の算定件数	643 件	42 件	685 件
内 休日加算の算定件数	835 件	183 件	1018 件
内 深夜加算の算定件数	232 件	12 件	244 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	11,322 件	1,583 件	12,905 件
内 時間外加算の算定件数	602 件	35 件	637 件
内 休日加算の算定件数	799 件	147 件	946 件
内 深夜加算の算定件数	222 件	6 件	228 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	37,126 件	5,525 件	42,651 件
内 時間外加算の算定件数	1,826 件	138 件	1,964 件
内 休日加算の算定件数	2,471 件	531 件	3,002 件
内 深夜加算の算定件数	655 件	31 件	686 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 6 (小児救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 理事長 吉武 孝敏

住所 長崎県長崎市深堀町 1 丁目 11 番地 54

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人 長崎記念病院
病院の所在地	長崎県長崎市深堀町 1 丁目 11 番地 54
管轄保健所名	長崎市保健所

[6 歳未満の時間外等加算割合]

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	37, 126 件	A 5, 525 件	42, 651 件
内 時間外加算の算定件数	1, 826 件	① 138 件	1, 964 件
内 休日加算の算定件数	2, 471 件	② 531 件	3, 002 件
内 深夜加算の算定件数	655 件	③ 31 件	686 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	④ 0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	B 件	件
時間外等加算割合 $\{(①+②+③+④+B) \div A+B\}$		12. 7%	—

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料 (診療報酬の算定方法 (平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号) 別表 第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。) の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類 (救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。)

時間外等加算件数明細表

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	13,568 件	2,183 件	15,751 件
内 時間外加算の算定件数	581 件	61 件	642 件
内 休日加算の算定件数	837 件	201 件	1038 件
内 深夜加算の算定件数	201 件	13 件	214 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	12,236 件	1,759 件	13,995 件
内 時間外加算の算定件数	643 件	42 件	685 件
内 休日加算の算定件数	835 件	183 件	1018 件
内 深夜加算の算定件数	232 件	12 件	244 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	11,322 件	1,583 件	12,905 件
内 時間外加算の算定件数	602 件	35 件	637 件
内 休日加算の算定件数	799 件	147 件	946 件
内 深夜加算の算定件数	222 件	6 件	228 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	37,126 件	5,525 件	42,651 件
内 時間外加算の算定件数	1,826 件	138 件	1,964 件
内 休日加算の算定件数	2,471 件	531 件	3,002 件
内 深夜加算の算定件数	655 件	31 件	686 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名 理事長 吉武 孝敏

住所 長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総数	最も人数の多い親族等のグループの人数	親族等の割合	最も人数の多い他の同一団体のグループの人数	他の同一団体の割合
理事	9人	2人	18%	2人	22%
監事	2人			1人	0%
社員	11人	2人	18%		
評議員	人	人	%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。）

すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）

（該当する項目欄の口にチェックすること。）

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理事	理事の報酬の範囲、勤務形態による区分、支払方法および形態を決めた支給基準(添付)を定めている
監事	同上
評議員	なし

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	該当なし	有 ・ 無
金銭の貸付け	育児休業等により給与がない従業員に対して個人負担分の社会保険料の立替	有 ・ 無
資産の譲渡	該当なし	有 ・ 無
給与の支給	医師等従業員に対する給与の支給	有 ・ 無
役員等の選任	理事及び監事は社員総会において選任	有 ・ 無
その他財産の運用及び事業の運営	該当なし	有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	円
B 純資産の額	円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからへまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
へ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	円
F 事業費用の額	円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	株ふくおかファイナンシャルグループ 5,600 株	有 ・ 無
株 式	第一生命ホールディングス 800 株	有 ・ 無
出 資	長崎国際ゴルフ倶楽部（会員券3口） 600,000 円	有 ・ 無
出 資	長崎三菱信用組合 120,000 円	有 ・ 無
出 資	長崎県医師信用組合 10,000 円	有 ・ 無
社団法人の社員権	なし	有 ・ 無
組合契約	なし	有 ・ 無
信 託	なし	有 ・ 無
外国の法令に基づく財産	なし	有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事 実 の 有 無
法令違反	なし	有 ・ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	なし	有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	なし	有 ・ 無
その他公益に反する事実	なし	有 ・ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施

設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員

ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

- ③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄
純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。
- ④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄
当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。
- ⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄
医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。
- ⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄
医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。
- ⑦ 「ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄
現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。
- ⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄
イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。
- ⑨ 「ヘ 特定事業準備資金」欄
将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。
- ⑩ 「E 遊休財産額」欄
直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

- ① 「株式」欄
医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。
- ② 「出資」欄
医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。
- ③ 「社団法人の社員権」欄
医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。
- ④ 「組合契約」欄
医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。
- ⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

- イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
- ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合
- ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事長	吉武 孝敏		社会医療法人長崎記念病院理事長	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
理事	小出 優史		長崎記念病院 病院長	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
理事	松尾 光敏		長崎記念病院 副院長	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
理事	福井 洋一郎	理事小川と従弟	長崎記念病院 副理事長 経営企画部長兼事務部長	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
理事	山下 潤一郎		長崎記念病院 医療技術部門担当部長	有 ・ 無
			兼リハビリテーション部部长	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
理事	鳥巢 維文		鳥巢公認会計士事務所 所長	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
理事	山崎 秀章		株式会社 橋本 代表取締役	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無

				有 ・ 無
理事	小川 幸雄	理事福井と従弟	社会福祉法人 南陽会 理事長	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
理事	安達 健太郎		安達株式会社 代表取締役社長	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
監事	中川 安英		株式会社文明堂総本店 代表取締役社長	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
監事	松本 隆行		株式会社長崎国際テレビ 常勤監査役	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」(書類付表1)の記載要領

- (1) 理事、監事、社員及び評議員(以下「社員等」という。)について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- (2) 「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名(理事長等)を記載すること。
- (3) 「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨(例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等)を記載すること。
 なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。
 イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族
 ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に(例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等)記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ の 他					

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	社員等との関係	給与の支給の有無
吉武 孝敏	社会医療法人 長崎記念病院 理事長	平成 20 年 2 月 1 日	常勤		有 ・ 無
小出 優史	社会医療法人 長崎記念病院 病院長	令和 5 年 9 月 1 日	常勤		有 ・ 無
松尾 光敏	社会医療法人 長崎記念病院 副院長	平成 24 年 4 月 1 日	常勤		有 ・ 無
福井 洋一郎	社会医療法人 長崎記念病院 副理事長・経営企画部部長兼事務部部長	平成 14 年 4 月 1 日	常勤		有 ・ 無
山下 潤一郎	社会医療法人 長崎記念病院 医療技術部門担当部長兼リハビリテーション部部長	昭和 59 年 4 月 1 日	常勤		有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途

借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
<u>鳥巢 維文</u>	<u>社員・理事</u>	<u>鳥巢会計事務所</u>	<u>長崎市桶谷町 59番地コア桶 谷町4階</u>	<u>本人</u>	<u>決算作成・ 税務の一部</u>	<u>所長</u>
<u>山崎 秀章</u>	<u>社員・理事</u>	<u>株式会社 橋本</u>	<u>長崎県長崎市 中川1-4-5</u>	<u>本人</u>	<u>なし</u>	<u>代表取締役 社長</u>
<u>小川 幸雄</u>	<u>社員・理事</u>	<u>社会福祉法人 南陽会</u>	<u>長崎市蚊焼町 649-3</u>	<u>本人</u>	<u>なし</u>	<u>理事長</u>

<u>安達 健太郎</u>	<u>社員・理事</u>	<u>安達株式会社</u>	<u>長崎市浜町 1-7</u>	<u>本人</u>	<u>空調等・建物 付属設備およ び備品の購入</u>	<u>代表取締役 社長</u>
<u>中川 安英</u>	<u>社員・監事</u>	<u>株式会社文明 堂総本店</u>	<u>長崎市江戸町 1-1</u>	<u>本人</u>	<u>なし</u>	<u>代表</u>
<u>松本 隆行</u>	<u>社員・監事</u>	<u>株式会社長崎 国際テレビ</u>	<u>長崎県長崎市 出島町 11-1</u>	<u>本人</u>	<u>なし</u>	<u>常勤監査役</u>

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあつては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあつては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通

する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財 産
流動資産	587,422,672 円				円
現金及び預金					円
事業未収金	477,708,087 円				円
有価証券					円
たな卸資産	21,835,448 円				円
前渡金	28,000 円				円
前払費用	12,027,616 円				円
その他の流動資産	75,823,521 円				円
固定資産	831,242,533 円	1,381,600 円	円	円	円
有形固定資産	772,358,806 円	1,381,600 円			円
建物	348,879,335 円	円			円
構築物	8,230,414 円	円			円
医療用器械備品	24,832,424 円	円			円
その他の器械備品	18,168,417 円	円			円
車両及び船舶	1 円	円			円
土地	239,012,542 円	1,381,600 円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	133,235,673 円	円			円
無形固定資産	25,350,029 円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	4,706,820 円	円			円
その他の無形固定資産	20,643,209 円	円			円
その他の資産	33,533,698 円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	324,879 円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	① 1,418,665,205 円	② 1,381,600 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	本来業務 (病院・デイ)	附帯業務 (訪看・居宅)	
流動資産	587,422,672 円	576,085,732 円	11,336,940 円	円
事業未収金	477,708,087 円	466,371,147 円	11,336,940 円	円
たな卸資産	21,835,448 円	21,835,448 円	円	円
前渡金	28,000 円	28,000 円	円	円
前払費用	12,027,616 円	12,027,616 円	円	円
その他の流動資産	75,823,521 円	75,823,521 円	円	円
固定資産	831,242,533 円	830,907,982 円	334,551 円	円
有形固定資産	772,358,806 円	772,358,806 円	217,815 円	円
建物	348,879,335 円	348,879,335 円	円	円
構築物	8,230,414 円	8,230,414 円	円	円
医療用器械備品	24,832,424 円	24,832,424 円	円	円
その他の器械備品	18,168,417 円	17,950,602 円	217,815 円	円
車両及び船舶	1 円	1 円	円	円
土地	239,012,542 円	239,012,542 円	円	円
その他の有形固定資産	133,235,673 円	133,235,673 円	円	円
無形固定資産	25,350,029 円	25,233,293 円	116,736 円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	4,706,820 円	4,590,084 円	116,736 円	円
その他の無形固定資産	20,643,209 円	20,643,209 円	円	円
その他の資産	33,533,698 円	33,533,698 円	円	円
長期前払費用	324,879 円	324,879 円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 1,418,665,205 円	1,406,993,714 円	11,671,491 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
土地(草住町 305 番地)	なし	昭和 51 年 4 月 16 日	16,771,184 円	1,381,600 円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	16,771,184 円	⑥ 1,381,600 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。

- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」(任

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあつては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハマで掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハマで掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、

介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等)を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物(借家を含む。)の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等)を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。
なお、耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。
- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品(借用を含む。)を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額(借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料)を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等)を記載すること。

添付書類 8

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：理事長 吉武 孝敏

住 所：長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	業務に係る費用 の額（A）	全費用の額（B）	割 合 A/B
社会医療法人 長崎記念病院	3,205,477,890 円	3,266,687,908 円	98.1%
			%
			%
合 計	① 3,205,477,890	② 3,266,687,908	98.1%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号口）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	診療 割合
社会医療法人 長崎記念病院	社会保険診療	2,315,503,015 円	178,911,339 円	2,494,414,354 円	82.22%
	労災保険診療	43,013,941 円		43,013,941 円	1.42%
	健康診査			56,666,031	1.87%
	予防接種	27,154,962 円	2,457,123 円	29,612,085 円	0.98%
	助産			0 円	0.00%
	介護事業	185,106,191 円	15,550,016 円	200,656,207 円	6.61%
	障害福祉事業			0 円	0.00%
	その他			209,294,948 円	6.90%
	計			3,033,657,566 円	100.00%
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療			③ 2,494,414,354 円	⑪82.22%
	労災保険診療			④ 43,013,941 円	⑫1.42%
	健康診査			⑤ 56,666,031 円	⑬1.87%
	予防接種			⑥ 29,612,085 円	⑭0.98%
	助産			⑦ 0 円	⑮0.00%
	介護事業			⑧ 200,656,207 円	⑯6.61%
	障害福祉事業			⑨ 0 円	⑰0.00%
	その他			⑩ 209,294,948	6.90%
	計			3,033,657,566 円	100.0%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	7,624,845 円	学校保健法	103,965 円
国民健康保険法	4,995,704 円	母子保健法	495,821 円
原爆被爆者援護法	463,583 円	労働安全衛生法	35,906,444 円
健康増進法	338,492 円	高齢者の医療の確保に関する法律	5,661,529 円
その他(任意)	1,075,648 円		
	円		
計	14,498,272 円	計	42,167,759 円
		健康診査に係る収入合計	⑬56,666,031 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑬と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	27,942,385 円	麻しん	153,600 円
臨時接種	円	風しん	
	円	インフルエンザ	1,138,700 円
	円	おたふくかぜ	377,400 円
計	27,942,385 円	計	1,669,700 円
		予防接種に係る収入合計	⑭29,612,085 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が⑭と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑯ 件	⑰ 円
分娩件数 (⑯) × 50万円		⑱ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が②又は③の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	36,116,827円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	164,539,380円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	200,656,207円
		介護事業に係る収入合計	②③ 200,656,207円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が②と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	②④ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑨が④と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
社会医療法人長崎記念病院	3,033,657,566 円	2,006,164,900 円	円	2,006,164,900 円	66.13%
					%
					%
合計	㉓3,033,657,566 円	2,006,164,900 円		㉔2,006,164,900 円	66.13%

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉓が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

別表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 理事長 吉武 孝敏

住所 長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名称	所在地	
長崎記念病院	長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54	救急医療
長崎記念病院	長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54	小児救急医療

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

別表 2

医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 理事長 吉武 孝敏

住所 長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名称	所在地	救急医療等確保事業の別
長崎記念病院	長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54	救急医療
長崎記念病院	長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54	小児救急医療

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名称	所在地	救急医療等確保事業の別

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

添付書類

- 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図